

筑紫CBC チーム規約

第1条 [名称]

名称は、筑紫CBC／（通称）CBC、とする。
（以後、当チームと称する。）

第2条 [スローガン]

当チームのスローガンを次の通りとする。
「野球の選択肢や受け皿の一つになり、野球人口を増やす！減らさない！」

第3条 [目的]

未来ある中学生が軟式野球を通して、次の内容を達成できるように活動していくことを当チームの目的とする。

1. 「野球の選択肢」「試合出場のコ機合」「守れるポジション」「多種多様な活動体験」を増やすこと。
2. 「野球の面白さや奥深さ」「様々な年代の方との直接的なコミュニケーション」の体感・経験。
3. 自主的・選手主導的な練習や試合を重ねていき、高校野球も楽しく自信を持って始められたり、永く野球を愛したりすること。
4. 社会・地域・チーム、そして、家庭を支えてリード出来る人財となれること。

第4条 [事業]

前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 軟式野球の練習や試合、勉強会、合宿、並びに、他の野球チームとの合同練習。
2. 少年野球大会での本部業務や審判、運営補助。
3. 園児や小学校低学年向けの野球振興活動での企画・運営・運営補助。
4. 他競技のチームとの合同練習やスポーツ教室等への参加。
5. 各地区でのイベントやお祭り等への参加、運営補助。
6. 目的を達成するために必要と認められる、上記以外の事業。

第5条 [加盟]

1. 全日本軟式野球福岡県連盟への加盟を目指すこととする。
2. 加盟時期は、選手数が9名に達し、同連盟の承認を得られた時とする。
3. 同連盟に加盟後はその目的と指示に従うこととする。

第6条 [入部]

1. 対象の選手は、筑紫野市、及び、その近郊の中学生とする。
2. 入部希望者は、保護者の同意を必要とし、次の3点を指導部へ提出・納入し、承認を得なければならない。
 - a. 各必要事項を記入した、所定の入部届。
 - b. 入部金／15,000円。
 - c. スポーツ安全保険代／1,000円（1年度分）。
3. 兄弟や姉妹の入部金は一人／10,000円とする。

第7条 [登録更新]

1. 当チームの年間単位（事業及び会計年度）は年度計算とし、4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。
2. 3月末までに退部届けを提出して受理された場合を除き、次年度への登録更新は自動的に行われ

ることとする。

3. 翌年度のスポーツ安全保険代は、その前年度の3月末までに指導部へ納入することとする。

第8条 [卒部]

1. 卒部は、中学3年生の9月末日とする。
2. 部費は、卒部するまで納入することとする。
3. 卒部後は、通常の練習に加えて、硬式球での活動（練習や試合等）も適宜、行う。
 - a. 希望者のみ参加する。
 - b. 参加する場合は、スポーツ安全保険が適用される当チームの選手として参加することとする。
 - c. 活動の実施日時や参加費等の詳細は、個別にその都度、事前に説明することとする。
4. 高校側から勧誘を受けた場合は、速やかに、監督へ必ず報告・相談する。

第9条 [退部・休部]

1. 退部・休部を希望する場合は、所定の各届出書を指導部へ速やかに提出し、承認を得なければならない。
2. 一ヶ月以上、練習を無断で休んだ場合は、自動的に退部とする。
3. 中学校での成績が著しく低下した場合は、指導部での協議により、休部、及び、退部を命じることがある。
4. 当チームの規約に反する行為、又、当チームや選手、保護者、関係者に著しい損害を与えた行為があった場合は、指導部での協議により、休部、及び、退部を命じることがある。
5. やむを得ない事由がある場合を除き、部費を3ヶ月滞納した場合は、自動的に退部とする。

第10条 [役員及び任務]

1. 当チームには、次の任務を担当・遂行する各役員を置く。
 - a. 代表（1名）／当チームを代表して統括し、各役員を指導する。また、対外折衝に全責任を負う。
 - b. 副代表（1名）／代表を補佐し、代表に支障がある時はその任務を代行する。
 - c. 運営責任者（1名）／運営面の代表として、中・長期的な視野に立って運営全般を統括し、スケジュール管理を行う。
 - d. 監督（1名）／指導部の代表として活動の現場を統括し、選手への指導とコーチへの指示を行う。
 - e. コーチ（若干名）／監督の指示に従い、選手へ指導を行う。また、監督不在の場合はその任務を代行する。
 - f. 監督付サポーター（1名）／監督を補佐し、当チームの活動の補助を行う。
 - g. マネージャー（1名）／各役員と選手・保護者とのパイプ役としての役目を遂行し、事務全般の業務、及び、各活動の補助を行う。
 - h. 会計（1名）／会計面の代表として、会計全般の業務を行う。
 - i. 監査（若干名）／会計の監査を行う。
 - j. 広報部長（1名）／広報責任者として、広報全般を行う。
 - k. SNS管理者（若干名）／SNSの運営・管理全般を行う。
 - l. その他／必要に応じて置くこととする。
2. 代表・運営責任者・監督・コーチ・マネージャー、及び、代表が必要とする者で指導部を構成する。
3. 指導部を当チームの最高議決機関とする。
4. 保護者会は設けないが、チームのより良い運営や活動のため、各役員と選手・保護者は日頃からコミュニケーションを取り合って相互理解を図っていくこととする。

第11条 [役員の選出・任命]

1. 役員を選出・任命する場合、代表は役員選考委員会を設置する。

2. 役員選考委員会は、代表・副代表・運営責任者・監督・マネージャー、及び、代表が必要とする者で構成する。
3. 役員選考委員会に於いて選出・任命された役員は、その時から責任を持って各任務を遂行していくこととする。
4. 今までに無い役員を新設する場合も、上記と同じ手順を踏むこととする。

第12条 [役員任期]

1. 役員任期は1年間とする。但し、再選を妨げない。
2. 任期途中で欠員が生じた場合、速やかに、役員選考委員会で新たな役員を選任し、補充する。但し、その任期は、前任者の残存期間とする。

第13条 [総会]

1. 総会は、定期的には開かず、代表が必要に応じて開くことが出来る。
2. 総会は、各役員と保護者、及び、代表が必要とする者が出席することとする。
3. 総会での議決は、出席者の3分の2以上の賛成を以て成立することとする。
4. 年度総会は、基本的に、毎年3月に開催することとする。
5. 総会の議長は、代表が務めることとする。

第14条 [会計]

1. 当チームの運営は、入部金、部費、及び、援助金等で運営する。
2. 会計報告は、年度総会にて行うこととする。

第15条 [部費]

1. 月々の部費は、一人/7,000円とする。
2. 平日練習には参加せず、土・日・祝のみに参加する選手、及び、平日のみに参加する選手の月々の部費は、一人/4,000円とする。
3. 当月分の部費は、翌月の末日までに指導部へ納入しなければならない。
(例) 6月の末日までに、5月の部費を納入する。
4. 納入は、お金の価値を理解し、大切に扱うようにするため、選手が行うこととする。
5. 遠征費や合宿費等の臨時的な必要費用は、その都度の精算により納入しなければならない。場合によっては、積み立ても行うこととする。

第16条 [移動]

1. 移動については、活動する地区によって、次の通りとする。
 - 1-1. 活動する会場が、筑紫地区の場合
※筑紫地区：筑紫野市、太宰府市、小郡市、大野城市、春日市、基山町、筑前町
 - a. 現地集合、現地解散（各自で連絡を取り合っの乗り合わせも可）
 - b. その他、必要と思われる移動方法
 - 1-2. 活動する会場が、筑紫地区以外の場合（チームでまとまって移動する）
 - a. 指導部、及び、保護者による送迎（1日/300円）
 - b. 公共交通機関による移動（選手の服装は、各中学校の制服とする）
 - c. 大型車、または、バスを借りての移動
 - d. その他、必要と思われる移動方法
2. 送迎代は、一ヶ月単位でまとめることとする。
3. 送迎代は、翌月の末日までに指導部へ納入しなければならない。
(例) 6月の末日までに、5月の送迎代と部費をまとめて納入する。
4. 送迎時の謝礼/乗車選手1名につき500円（往復/1日）も一ヶ月単位でまとめ、翌月の末日までに渡すこととする。
(例) 5月の送迎代は、6月の末日までに渡すようにする。

5. その他、移動に関する相談は指導部で受け付けることとする。

※各グラウンド間(農トレや岡田グラウンド～大佐野スポーツ公園野球場、など)の送迎も可能なため、相談は随時受け付ける。

第17条 [怪我・疾病・事故等]

1. 活動中における怪我・疾病・事故等については、その場での応急措置やスポーツ安全保険の給付以外は、本人及び保護者が責任を負うものとする。
2. チーム全員が一体となって十分に注意を払い、怪我・疾病・事故等の防止の徹底を図る。

第18条 [個人情報の取り扱い]

1. 個人情報とは、当チームの選手の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、その他固有の情報とする。
2. 上記の個人情報を入部時に提出することを義務とする。
3. 提出された個人情報は、当チーム内の必要最低限の人員により管理出来ることとする。
4. 提出された個人情報について、訴訟や調査等により要求された場合は、当チームの選手、及び、その保護者の承諾なく、個人情報を開示出来ることとする。
5. 当チームの各SNS等に掲載する際の画像や選手氏名等は、掲載を認めるものとする。ただし、保護者の申し入れがあれば、掲載しないこととする。それ以外の個人情報については、保護者の承諾なく開示・公表してはならない。

第19条 [慶弔]

- 10,000円以内とし、代表が判断する。

第20条 [解散]

1. 解散は、総会での議決を必要とする。
2. 解散に伴う残余資産は、解散時の保護者で分配する。
3. 解散に伴う残余負債は、解散時の指導部で分配する。

第21条 [選手の活動規則]

1. 学生の本分は「勉強」であることを自覚し、何よりも「勉強」をがんばること。
2. 一番の練習は「食事」だということを忘れず、実践すること。
3. 家族・チームメイト・道具・グラウンド、そして、お金を大切にすること。
4. 家庭でのお手伝いを自主的に、率先して行うこと。
5. 時間を厳守し、忘れ物をしないこと。
6. 野球のルールやグラウンドルール、交通ルール、及び、チームのルールを遵守すること。
7. 活動の準備や後片付け、グラウンド整備等は率先して、責任を持って行うこと。
8. 休む場合、及び、遅刻する場合は、(原則的に)必ず監督へ直接、電話で伝えること。
9. 他者へ迷惑を掛ける行為は絶対にしないこと。

第22条 [補足]

1. 本規約の変更は、総会の議決を必要とする。
2. 当規約は、入部届を提出した時点で保護者の承認を得たこととする。

(附 則)

当規約は、2020年2月1日から施行する。

第1条 [名称] は、2023年1月1日から新たに施行する。

以下余白